

件名

株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示等の一部を改正する件

○金融省告示第 号  
経済産業省

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第四項第十一号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融省告示第一号）等の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

財務大臣 片山さつき

経済産業大臣 赤澤 亮正

(株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部改正)

第一条 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第一条 株式会社商工組合中央金庫法(以下「法」という。)第二十条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>三の二 電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者(同条第一項に規定する発行者をいう。)を含む。)をいう。)</p> <p>〔四〕二十二 略</p> <p>2 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕二 略</p> <p>二の二 前項第三号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務(資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務(同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。)をいう。)の媒介</p> <p>〔三〕七 略</p>	<p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔四〕二十二 同上</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕二 同上</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三〕七 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正)

第二条 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成二十年<sup>金融</sup>省<sup>融</sup>告<sup>務</sup>示<sup>業</sup>第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第十条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一・二 同左]</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二十一条</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>

備考 条中の「」の記号を抹消する。

(株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正)

第三条 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年<sup>金融</sup>省<sup>経済</sup>告示第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十六 略</p> <p>七十七 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、商工組合中央金庫又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第六号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条</u> <u>第二十四項</u>に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）」、振替機関（社債、株式等の振替に関する</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〕七十六 同上</p> <p>七十七 「同上」</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 「同上」</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第六号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条</u> <u>第二十一項</u>に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）」、振替機関（社債、株式等の振替に関する</p>

<p>七十八 「略」</p> <p>る法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者</p>	<p>七十八 「同上」</p> <p>る法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	